6 限定特定行政庁と島根県の業務対象について

 建
 第 1 6 5 1 号

 平成24年 4月 1日

 改正
 建
 第 5 8 8 号

 平成29年 8月 8日

限定特定行政庁(安来市・大田市・浜田市・益田市・江津市・雲南市)の業務対象は、下記とする。

- (1)<令第 148 条第 1 項に定める事務>※知事の許可を必要とするものを除く
 - ・建築物 →法第6条第1項第4号に掲げる建築物
 - ・工作物(上記建築物以外の敷地内に築造するものを除く)
 - →令第 138 条第 1 項第 1 号の煙突 (6m<高さ≦10m)
 - →令第 138 条第 1 項第 3 号の広告塔等 (4m<高さ≦10m)
 - →令第 138 条第 1 項第 5 号の擁壁 (2m<高さ≦3m)

②<令第 148 条第 2 項第 1 号に定める事務>

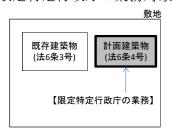
- (1)による建築物又は工作物に関する下記の事務
 - ○指定確認検査機関の処分に対する措置 (法第6条の2第6,7項,法第7条の2第7項,法第7条の4第7項)
 - ○違反建築物に対する措置(法第9条)
 - ○建築監視員(法第9条の2)
 - ○違反建築物の設計者等に対する措置(法第9条の3)
 - ○保安上危険な建築物等に対する措置(法第10条)
 - ○集団規定(法第3章)に適合しない建築物に対する措置(法第11条第1項)
 - ○報告の聴取・立入・台帳の保存(法第12条第5,6,7項)
 - ○計画通知建築物に対する措置(法第 18 条第 25 項)
 - ○応急仮設建築物の存続許可(法第85条第3項)
 - ○仮設店舗等の建築許可(法第85条第5項)
 - ○一団地認定・連担建築物認定及び認定取り消し(法第86条第1,2,8項,法第86条の2第1,6項,法第86条の5第2,4項)
 - ○一団地の住宅施設に関する都市計画の決定(法第86条の6)
 - ○全体計画認定(法第86条の8)
 - ○書類の閲覧(法第93条の2)

③<令第 148 条第 2 項第 3 号に定める事務>

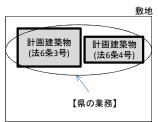
- ○道路位置指定(法第42条第1項第5号)
- ○2 項道路指定(法第 42 条第 2 項(幅員 1.8m 未満の道の指定を除く))
- ○4m 以上 6m 未満の道路の指定(法 42 条第 4 項(幅員 1.8m 未満の道の指定を除く))
- ○私道の変更・廃止の制限(法第45条)
- ○予定道路の指定(法第68条の7第1項)
- ※都市計画区域外の法第6条第1項第4号建築物相当に対する建築工事届・建築物除却届の受付は県の業務とする。
- ※他法令による届出等も県の業務とする。(例:浄化槽設置届・長期優良住宅認定等)

解説

事例 1: 法第6条第1項第4号建築物を単独 で建築する場合は、敷地内の既存建 築物の規模・構造・用途に関わらず、 限定特定行政庁の業務対象とする

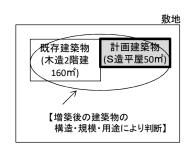


事例2:敷地内に法第6条第1項3号建築物と4号建築物を一の建築行為として計画する場合は、すべての建築物・工作物を島根県の業務対象とする。

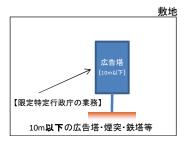


※一の建築行為とは 一つの敷地において確認申請時に同時及び計画 変更により追加して建設する場合

事例3:既存建築物に増築等を行う場合は、増築等を行った後の建築物の規模・構造・用途により業務対象を判断する

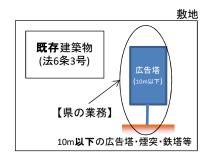


事例4:建築物が存在しない敷地内に 10m 以下の広告塔・煙突・鉄塔等を築造する場合は、限定特定行政庁の業務対象とする。

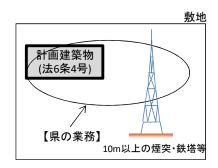


事例5: 法第6条第1項第4号建築物以外が存在する敷地内に10m以下の広告塔・煙突・鉄塔等を築造する場合は、島根県の業務対象とする。

(※令 148 条 1 項 2 号括弧書きより)



事例6: 法第6条第1項第4号建築物の建築 と10m以上の煙突・鉄塔等の築造を同 時にする場合は、島根県の業務対象と する。



関連法令

建築基準法第97条の2第1,4項 建築基準法施行令第148条

参考